

○美里町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱

平成27年5月1日告示第41号

改正

平成28年4月1日告示第54号

平成31年3月29日告示第35号

令和4年3月29日告示第32号

美里町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事のうち町長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 美里町契約規則（平成9年規則第5号。以下「契約規則」という。）第17条の規定により美里町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 美里町建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (5) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、美里町建設工事等の契約に関する指名停止等措置要綱（平成22年告示第70号）に基づく指名停止措置を受け

ていない者であること。

(7) 公告日から落札決定までの期間に、美里町の契約に係る美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）第3条に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(8) 公告日から落札決定までの期間に、国又は他の地方公共団体から指名停止措置及び指名除外措置を受けていない者であること。

(9) 直近の2か年度において、美里町発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。

(10) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

(3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値

(4) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

(5) 一定基準を満たす同種又は類似工事の施工実績

(6) 当該工事に配置予定の技術者

(7) その他必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第4条 町長は、美里町入札参加資格審査委員会（美里町工事等業者指名委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 公告は、様式第1号を電子入札システム及び美里町ホームページに掲示して行うものとする。

（入札参加）

第6条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（設計図書等）

第7条 設計図面、仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、その他入札金額の見

積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる交付が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付については、契約規則第19条及び第20条の規定によるものとする。

2 入札保証金は、入札の終了後、請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充てるものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき、還付しないものとする。

(入札金額積算内訳書)

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額積算内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、入札公告等で指示した日時及び方法等に従い、電子入札システムにより行う。

2 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(再度入札)

第12条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格に満たない価格の入札をした者

3 再度入札は1回限りとする。

(不落時の取扱い)

第13条 再度入札によっても、次の各号に定める入札をした者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて公告し、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者

(2) 最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者

2 前項ただし書の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札を辞退するときは、美里町公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。

2 前項により入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第16条 町長は、美里町競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がしたものの

(2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がしたものの

(3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたものの

(4) 電子証明書を不正に使用した者がしたものの

(5) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がしたも

の

- (6) 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がしたもの
- (7) 談合その他不正行為があったと認められるもの
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がしたもの
- (9) 入札後に辞退を申出て、その申出が入札執行者に受理された者がしたもの
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がしたもの
  - ア 入札者の押印のない入札書によるもの
  - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
  - ウ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
  - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
  - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - キ 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がしたもの

(落札候補者の決定)

第18条 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

- (1) 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるとき。
- (2) 総合評価方式を適用した場合において、評価値等が最も高い者が2者以上いるとき。

(落札決定の保留)

第20条 町長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第21条 町長は、第18条又は第19条により落札候補者となった者に対し、

速やかに落札候補者通知書（様式第2号）により電子メール、ファクシミリ又は電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業にあつては様式第3号。特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあつては様式第4号）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業にあつては様式第5号。共同企業体にあつては様式第6号。以下「確認資料」という。）及び共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、町長に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を提出するものとする。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書又は持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（参加資格の審査）

第22条 町長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を様式第7号及び様式第8号を用いて行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第18条又は第19条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、入札金額積算内訳書、確認資料等により行うものとする。

3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第9号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定）

第23条 町長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

2 町長は、落札者が免税事業者の場合は、免税事業者届出書（心得様式第13号）を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員のいずれかが免税事業者の場合は、その事業者から免税事業者届出書を徴収するものと

する。

(入札参加資格不適合の通知)

第24条 町長は、第22条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は参加資格を満たさないものとする。

(参加資格の有無の再確認)

第25条 前条の通知を受けた者が、参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、町長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求めるときは、不服申出書(様式第11号)を持参又は郵送をすることにより行うものとする。

3 町長は、第1項の説明を求められたときは、回答書(様式第12号)により速やかに回答するものとする。

4 当該不服の申出は、第18条又は第19条の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第26条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第4条から第6条までの規定によるものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(その他)

第27条 この告示に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。